

陳述書の提出等について（注意）

- 競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。
- 入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。
- 陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。
- 陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。
- 陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。
- 陳述書の用紙は、執行官室及びBITサイト上において入手可能です。

山形地方裁判所

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月 5日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 岩 田 実

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 8月26日 午前 9時00分から 令和 7年 9月 2日 午後 5時00分まで
開札期日 場 所	令和 7年 9月 4日 午前10時00分 山形地方裁判所売却場
売却決定 期日 場 所	令和 7年 9月25日 午前 9時45分 山形地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月 5日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5,460,000 4,368,000	一括	1,092,000	58,523	0
1	2,610,000				
2	2,850,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 長井市今泉字東
地 番 1812番126
地 目 宅地
地 積 666.16平方メートル

- 2 所 在 長井市今泉字山田 1812番地126、1812番地356
家屋 番号 1812番126
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階157.66平方メートル
2階 41.40平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 車庫
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 19.87平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 6月16日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 岩 田 実

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。



11

物 件 目 録

- 1 所 在 長井市今泉字東
地 番 1 8 1 2 番 1 2 6
地 目 宅地
地 積 6 6 6 . 1 6 平方メートル

- 2 所 在 長井市今泉字山田 1 8 1 2 番地 1 2 6、1 8 1 2 番地 3 5 6
家屋 番号 1 8 1 2 番 1 2 6
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
床 面 積 1 階 1 5 7 . 6 6 平方メートル
2 階 4 1 . 4 0 平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 車庫
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 1 9 . 8 7 平方メートル



令和7年(ケ)第14号
令和7年 4月11日受理
令和7年 6月 4日提出

現況調査報告書

山形地方裁判所

執行官 武田 道宏

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 長井市今泉字東
 地 番 1812番126
 地 目 宅地
 地 積 666.16平方メートル

- 2 所 在 長井市今泉字山田 1812番地126、1812番地356
 家屋 番号 1812番126
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
 床 面 積 1階157.66平方メートル
 2階 41.40平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 車庫
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 19.87平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	山形県長井市今泉1812番地126		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が、土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家の状態で）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 物件1の土地について、北側で幅員約6mの舗装市道(建築基準法第42条1項1号)に接面し、西側では幅員約3mの舗装市道(建築基準法第42条1項2号)に接面している。東側及び南側は、コンクリート土留めが設置されていることから、物件1の土地の境界は明瞭である。
- 2 物件1の土地について、隣地所有者と境界争いはない。
- 3 物件1の土地について、定着物として、庭石が置かれている。
- 4 物件2の建物について、第三者に貸している部分はない。
- 5 物件2の建物について、雨漏りや床の軋み等の支障のある箇所は見られないが、壁の数か所に、子供が開けたと思われる穴や猫が引っかいたと思われる傷が見られる。
- 6 物件2の建物について、2年前まで猫を飼っていたとのこと。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 物件1の土地について、隣地所有者と境界争いはありません。 2 物件2の建物には、令和5年7月まで私が住居として利用していましたが今は空き家の状態で管理し占有しています。第三者に貸している部分はありません。 3 物件2の建物について、雨漏りや床の軋み等の支障のある箇所はありませんが、子供が開けた穴や猫が引っかいたと思われる傷が、壁の何か所かにあります。 4 物件2の建物内で、2年前まで猫を飼っていましたが、今はいません。
執行官の意見	
■ 1 本件物件の状況は、公図、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。 2 陳述者の陳述に沿った占有が認められる。 3 物件2の建物の占有状況については、現場の状況、関係人の陳述及び立入調査の結果から、所有者Aが空き家の状態で占有するものと認定した。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年4月21日 (月) ： ー :	執行官室	山形地方法務局米沢支局に対して全部事項証明書等交付申請書発送 (4月25日受理)
7年5月9日 (金) ： ー :	執行官室	Aに通知を出す
7年5月12日 (月) 14:15-14:25	物件所在地	現地調査、評価人同行なし、建物外観写真、前面道路接道確認、敷地内定着物や未登記建物の有無確認
7年5月21日 (水) 13:30-14:30	物件所在地	現況調査、評価人立会、建物立入調査、占有確認、境界確認、立会したAから陳述を得る
年 月 日 () ： ー :		
年 月 日 () ： ー :		
年 月 日 () ： ー :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

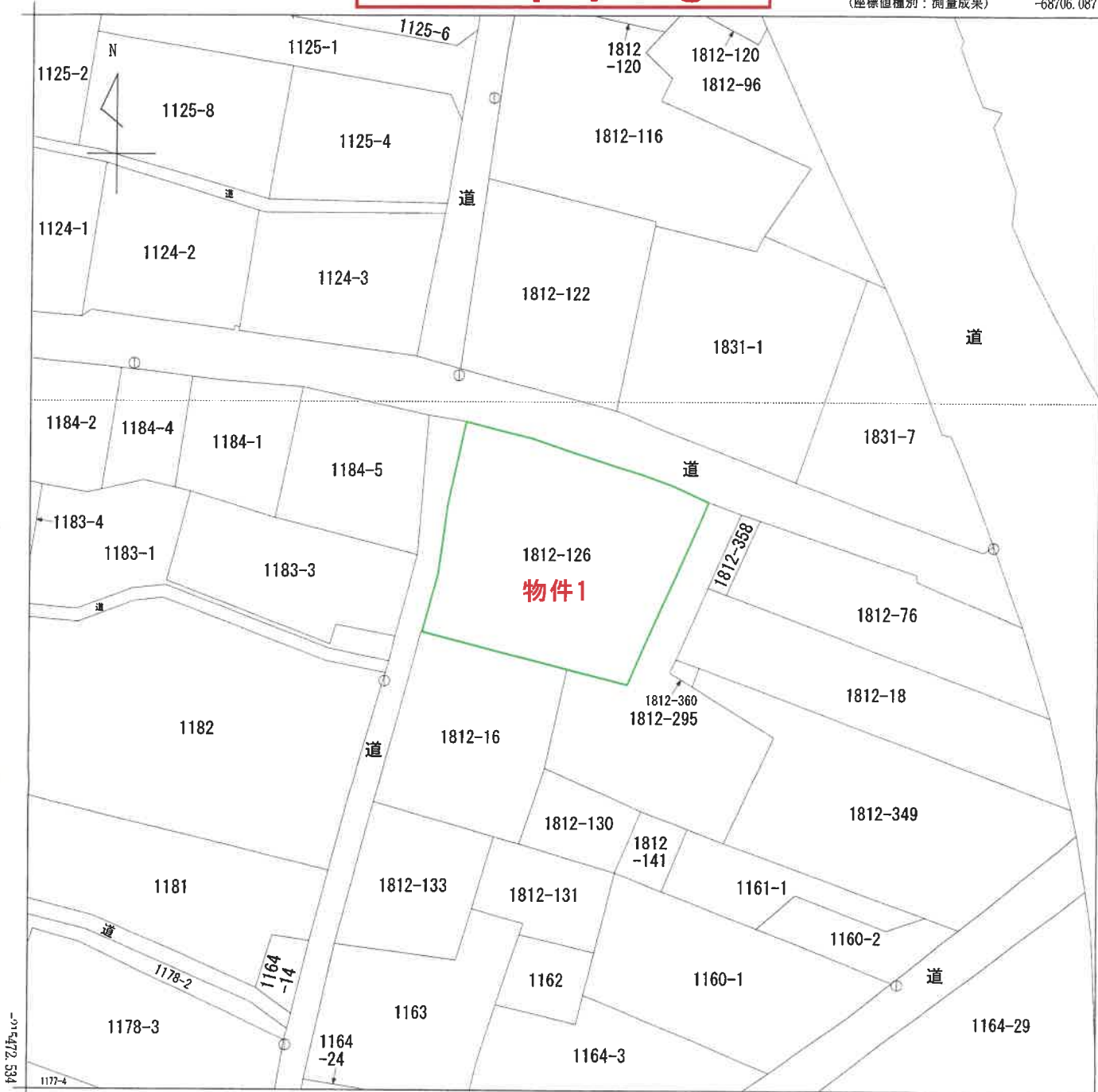
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写

1125-7 (座標値種別：測量成果) -68706.087



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

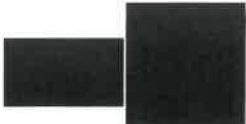
地番区域見出
今泉

請求部分	所在地	長井市今泉字東					地番	1812番126		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成31年1月				備付年月日(原図)	令和2年12月28日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

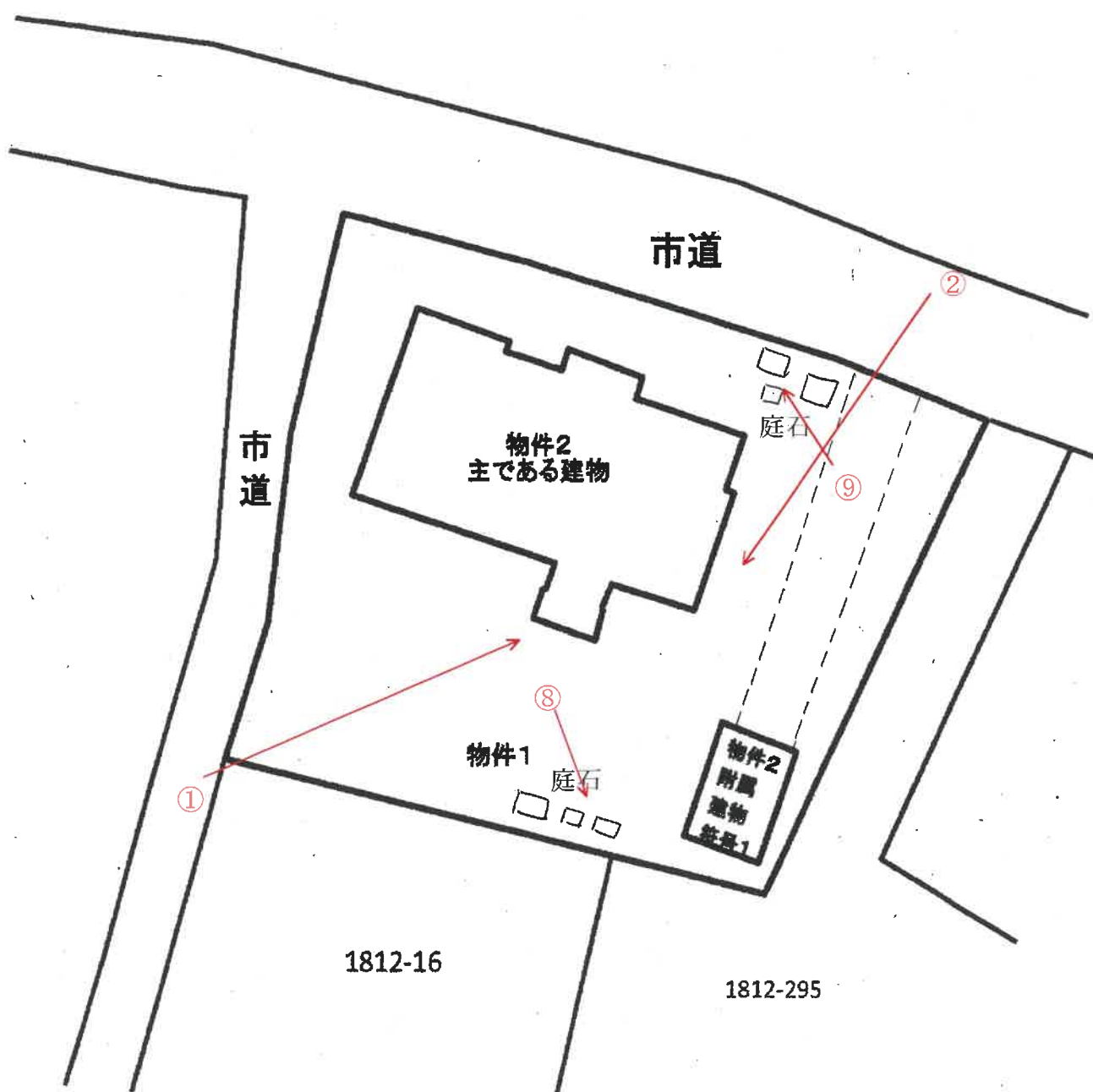
令和7年4月23日
山形地方方法務局米沢支局
登記官

請求番号：16-1
(1/1)



A 3 判→A 4 判に縮小

土地建物位置関係図

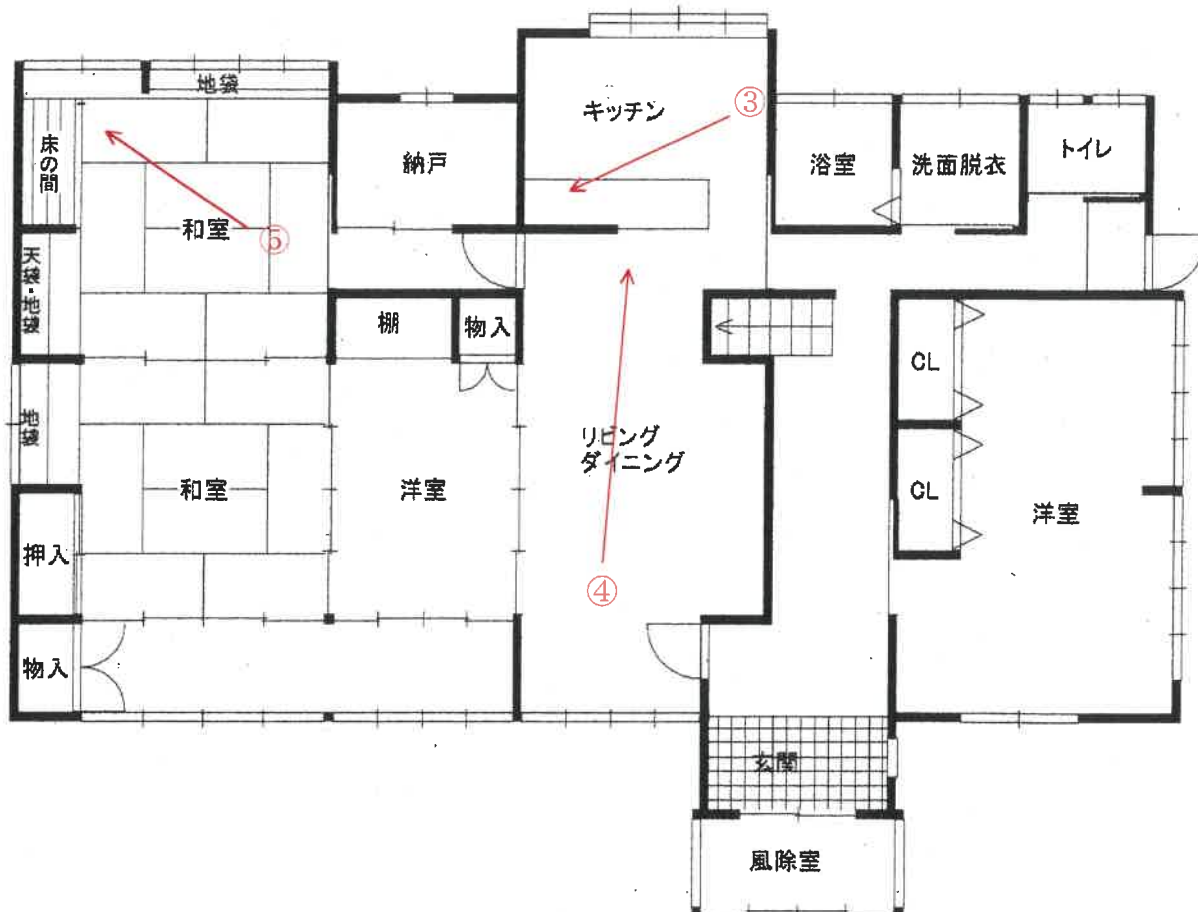


凡例 : 写真撮影位置方向○————→

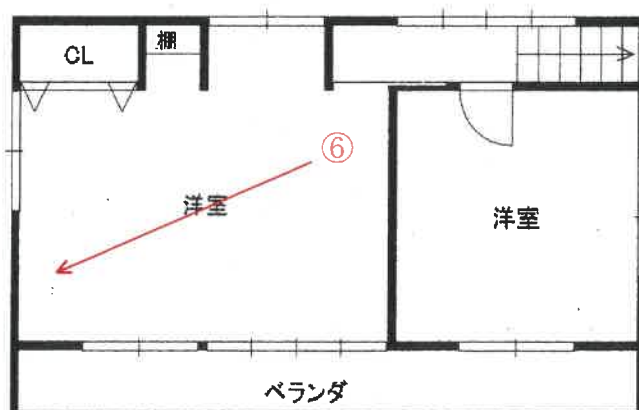
建物間取図

【物件2 主である建物】

1階

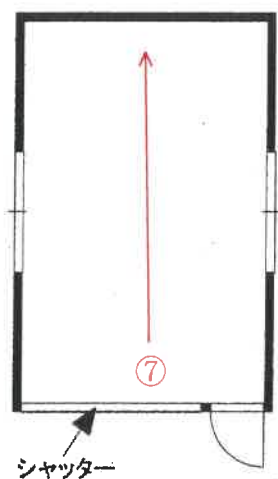


2階



凡例 : 写真撮影位置方向○————→

【物件2 附属建物符号1】



凡例 : 写真撮影位置方向○→

写真① (建物外観 南西側より)



附属建物 (符号 1)

写真② (建物外観 北東側より)



附属建物 (符号 1) (11 枚目)

写真③(物件2 1階 キッチン)



写真④(物件2 1階 リビングダイニング)



写真⑤(物件2 1階 和室)



写真⑥(物件2 2階 洋室)



写真⑦(物件2 附属建物内)



写真⑧(物件1 庭石)



(14 枚目)

写真⑨(物件1 庭石)



副

令和7年 (ケ) 第 14 号
令和7年 5 月 21 日 現 地 調 査
令和7年 5 月 27 日 評 価

山形地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

福 山 善 智 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 5,460,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 2,610,000 円
物件2（建物）	金 2,850,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	長井市今泉字東 1812番126 宅地 666.16㎡	同左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積 符 号 種 類 構 造 床 面 積	長井市今泉字山田 1812番地126、1812番地356 1812番126 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建 1階 157.66㎡ 2階 41.40㎡ 1 車庫 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建 19.87㎡	所在：長井市今泉字東 1812番地126 同左
番号	特 記 事 項		
1	・物件1は北側及び西側が道路、南側及び東側はコンクリート土留が設置されており、敷地の範囲は明瞭である。北側道路は東に向かってやや上り傾斜、西側道路は南に向かって上り傾斜となっており、それぞれ敷地との間に高低差が見られる。敷地の北西端が最も高低差が大きく、北側道路との高低差は敷地の方が+0.7～+1.7m高くなっているが、敷地の北東端部分にコンクリート敷きのスロープが設置されており、北側道路から自動車で進入することが出来る。西側道路との高低差は0～+1.7m敷地の方が高くなっているが、道路に面する部分の南側約半分程度はほぼ等高となっている。 ・上述のスロープ西側部分及び物件2南側部分に庭石が置かれている。		
2	・物件2の登記簿上の所在は、字山田1812番地126、1812番地356となっているが、土地登記簿によれば、小字は山田から東へ変更されており（令和2年10月29日変更、令和2年12月28日登記）、地番1812番356は、1812番126に合筆（令和2年12月28日）されていることから、物件2の所在を上記の通りとした。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR米坂線「今泉」駅の東方・道路距離約500m (別添「位置図」参照)								
付 近 の 状 況	一般住宅を中心とした旧来からの既存住宅地域である。市中心部から距離があり、近隣に商業施設が少ないことから生活利便性はやや劣る。								
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の 個 別 的 な 規 制 を 考 慮 し な い 一 般 的 な 規 制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 指定無し 70% 200% ---- ---							
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 接 面 状 況 そ の 他 の 規 制	666.16㎡ 間口(北側) 約30.0m 奥行約25.0m ほぼ台形 角地 —————							
接面道路の状況	画地の北側で幅員約6mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）に+0.7～+1.7m高く、西側で幅員約3mの舗装市道（建築基準法第42条2項道路）に0～+1.7m高く、それぞれ接面している。								
土地の利用状況等	物件2の敷地、目的外建物なし 北側： 道路 南側： 宅地 東側： 宅地 西側： 道路								
供 給 処 理 施 設	上 水 道 <table border="1"><tr><td>あり</td><td>なし</td></tr></table> 不明 (特記事項のとおり) ガ ス 配 管 <table border="1"><tr><td>あり</td><td>なし</td></tr></table> 不明 (特記事項のとおり) 下 水 道 <table border="1"><tr><td>あり</td><td>なし</td></tr></table> 不明 (特記事項のとおり) (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に当該施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。			あり	なし	あり	なし	あり	なし
あり	なし								
あり	なし								
あり	なし								
埋 蔵 文 化 財	山形県ホームページ「山形の宝マップ」によれば、対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。								

土 壌 汚 染	「土壤汚染対策法」第6条第1項の「要措置区域」及び「水質汚濁防止法」の「有害物質使用特定施設」には該当していない。 土地登記簿及び建物登記簿によれば、物件1は令和2年12月28日に地番1812番356を合併して現在の形状となっているが、過去の地目は山林であった。また物件2は昭和58年8月に新築されており、これ以降は一般住宅の敷地として利用されてきたものと推測される。 以上より、独自調査によれば対象不動産について土壤汚染の可能性は低いと判断されるが、その有無については指定調査機関による調査がなければ確定できない。
地 下 埋 設 物	一般住宅の敷地として利用されており、不自然な盛土等も見られないことから、地下埋設物の可能性は低いものと考えられる。
特 記 事 項	・土砂災害警戒区域等 対象地及び周辺は土砂災害警戒区域等の指定はない。 ・定着物 物件1の北東端部分にコンクリート敷きのスロープが設置されており、当該スロープ西側部分及び物件2南側部分に庭石が置かれている

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記簿）：① 昭和58年8月20日 新築 ② 平成11年月日不詳 増築 経過年数：① 約42年 ② 約26年 経済的残存耐用年数：①、②とも 約4年
仕 様	構造：木造 屋根：亜鉛メッキ鋼板 外壁：モルタル塗 内壁：ビニールクロス等 天井：ビニールクロス等 床：畳、フローリング等 設備：電気設備、給排水設備、衛生設備 その他：特になし
床 面 積 （ 登 記 ）	1階：157.66㎡ 2階：41.40㎡ 延：199.06㎡ （登記）
現 況 用 途 等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間 取 り：6LDK
品 等	使用資材の良否：普通程度 設計・施工の良否：普通程度 総合品等：普通程度
保守管理の状態	普通程度。（所有者によれば約2年間空家状態とのことであるが、外観上、目立った損傷等は見られない。内部は障子の破れ等が一部見られるが、残置物もほぼ見られない。）
建物の利用状況	現況調査報告書記載の通り
特 記 事 項	・物件2主である建物は、新築後、築年数が相当程度経過しているが、物件1及び2は令和元年10月に不動産会社に所有権が移転されており、内外装とも比較的新しいことから、リフォームされたものと推測される。これを考慮の上、経済的残存耐用年数を上記の通り判定した。

区 分	附属建物符号 1
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記簿）：平成11年月日不詳 新築 経過年数：約26年 経済的残存耐用年数：約2年
仕 様	構造：木造 屋根：亜鉛メッキ鋼板 外壁：金属系サイディング 内壁：仕上げなし 天井：仕上げなし 床：コンクリート土間 設備：なし その他：特になし
床 面 積 (登 記)	19.87㎡ (登記)
現 況 用 途 等	階 層：平家建 現況用途：車庫 間 取 り：――
品 等	使用資材の良否：普通程度 設計・施工の良否：普通程度 総合品等：普通程度
保守管理の状態	普通程度。（所有者によれば約2年間空家状態とのことであるが、外観上、目立った損傷等は見られない。）
建物の利用状況	現況調査報告書記載の通り
特 記 事 項	・特になし

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	10,400円/㎡	0.930	666.16	1.00	6,440,000

(万円未満四捨五入)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 長井ー3

標準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $10,400\text{円}/\text{㎡} \times 99.6/100 \times 100/100.0 \times 100/100.0 \approx 10,400\text{円}/\text{㎡}$ (百円未満四捨五入)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位等画地条件を考慮した。

◇地域格差：格差なし

イ 個別格差：方位、角地、高低差、規模等の画地条件を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建付減価はない。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2主	150,000	199.06	0.12000	3,580,000
2附属 符号1	60,000	19.87	0.06429	80,000
合計				3,660,000

(万円未満四捨五入)

ウ 現価率

・物件2主である建物

耐用年数に基づく方法（全耐用年数30年、経過年数約26年、経済的残存耐用年数約4年、残価率0）及び観察減価法（保守管理の状態-0.10）を併用して、現価率を査定した。

現価率＝ $0.13333 \times (1-0.10) = 0.12000$

・物件2附属建物符号1

耐用年数に基づく方法（全耐用年数28年、経過年数約26年、経済的残存耐用年数約2年、残価率0）及び観察減価法（保守管理の状態-0.10）を併用して、現価率を査定した。

現価率＝ $0.07143 \times (1-0.10) = 0.06429$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ＝ウ
1	6,440,000	0.25	法定地上権	1,610,000

(万円未満四捨五入)

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格（円） (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） (2①ウ) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	6,440,000	-1,610,000		0.90	0.60	2,610,000
2	3,660,000	+1,610,000	1.00	0.90	0.60	2,850,000
一括価格（合計）						5,460,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：この種類の不動産の市場性を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、土地、建物とも規模が大きく総額が高張る事等の理由により、市場性がやや劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示 長井ー3

所 在 : 長井市今泉字本地三 1 1 2 2 番 6
価 格 : 10,400円/㎡
位 置 : JR米坂線「今泉」駅の北東方約550m
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 227㎡
形 状 : 1:1.5
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 北6m市道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域
指定無し(建ぺい率70%, 容積率200%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅の中に農地も見られる住宅地域

第7 附属資料

1. 位 置 図 : 1 部
2. 公 図 写 : 1 部
3. 地 積 測 量 図 : 2 部
4. 建 物 図 面 : 1 部
5. 建 物 配 置 図 : 1 部
6. 間 取 概 略 図 : 2 部

位置図

地理院地図
GSI Maps



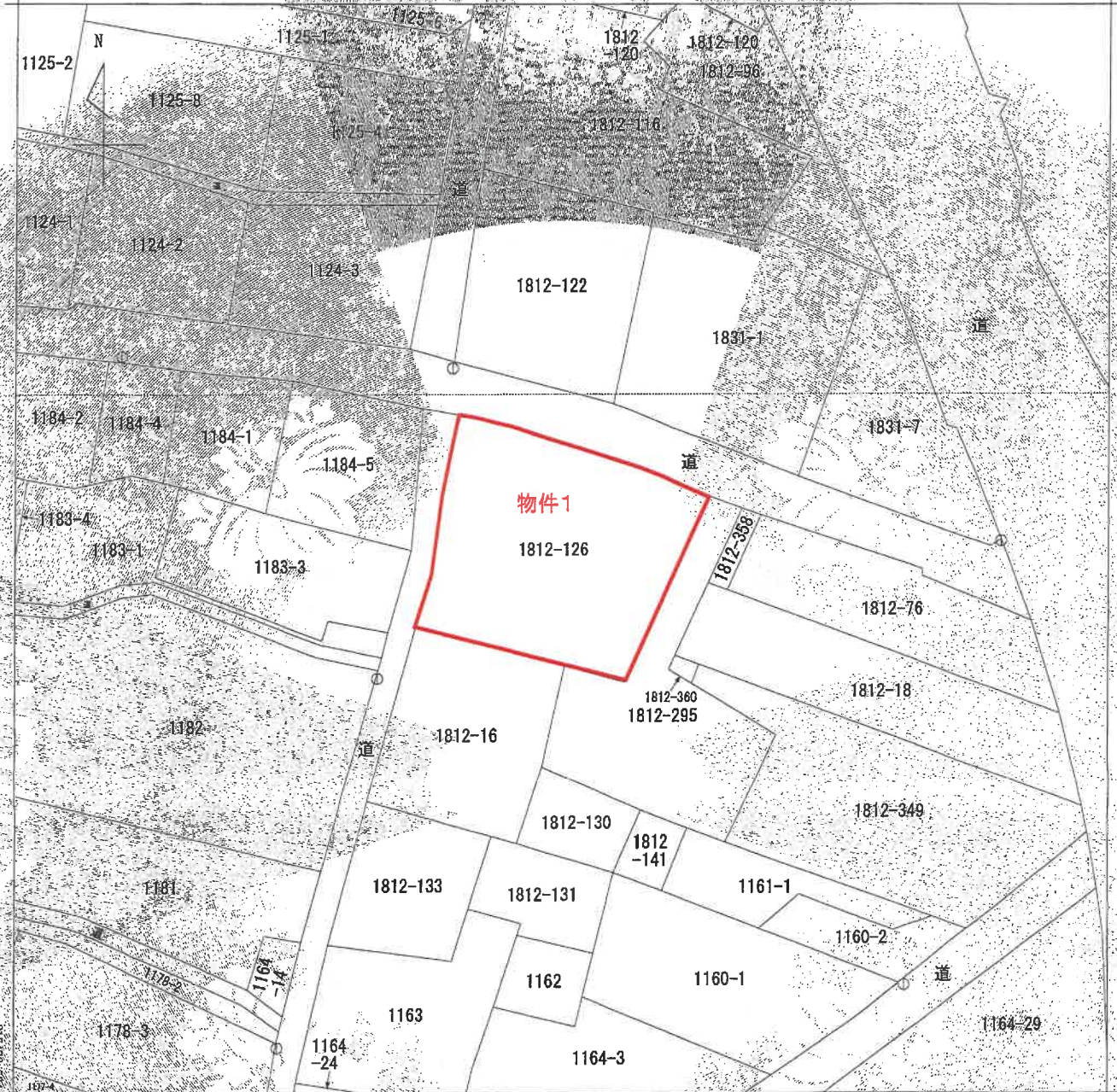
公図写

4 1125-7

(座標値種別：測量成果)

-68706.087

-215346.334



-68891.087

(座標値種別：測量成果)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(rouhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。



請求 部分	所在	長井市今泉字東				地番	1812番126			
出力 縮尺	1/500	精度 区分	甲三	座標 番号又は 記号		分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図	
作成 年月日	平成31年1月			属、付 年月日 (原図)	令和2年12月28日			補記 事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(山形地方税务局米沢支局管轄)

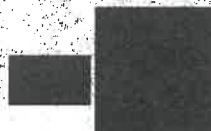
令和7年2月28日

東京法務局

地図整理番号：M85038

登記官

(1/1)



A3をA4に縮小

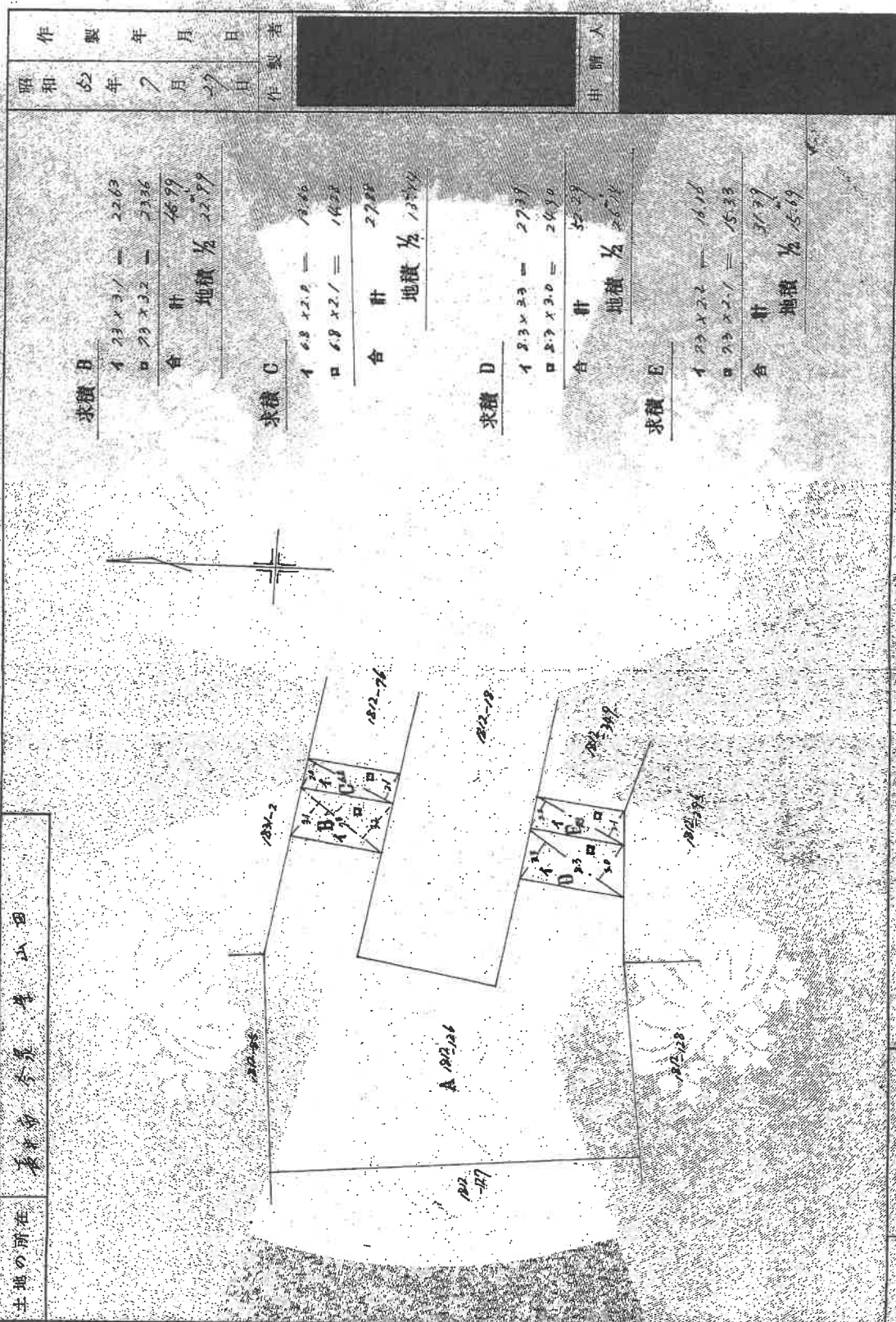
登記年月日：昭和52年8月5日

509780 第 10-126 号 新 80-54

1/82-115 番	B 102-347	0 102-347
	B 102-349	B 102-349

土地の所在 東京都台東区豊島田

地 積 測 量 図



これは図面に記載されている内容を証明した書面である
(山形地方建設局米沢支局管理)
令和7年2月28日 東京法務局

登記官

A3をA4に縮小

地図整理番号：M85039

(1/2)

次頁に図面に関する変更内容を示す。

(1) 令和2年12月28日
本図面は国土調査実施前提出図面である。

A3をA4に縮小

登記年月日：令和年10月11日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(山形地方支務局米沢支局管理)

令和7年2月28日

東京法務局

登記簿



A3をA4に縮小

地図整理番号：M85040

各階平面図 建物図面

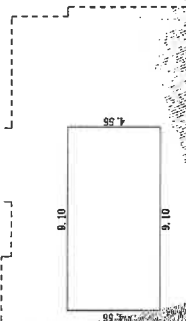
家屋番号 1812番126

建物の所在 長井市今泉字山田 1812番地126、1812番地366

主である建物
1階



2階



附属建物(符号)



作成者

縮尺

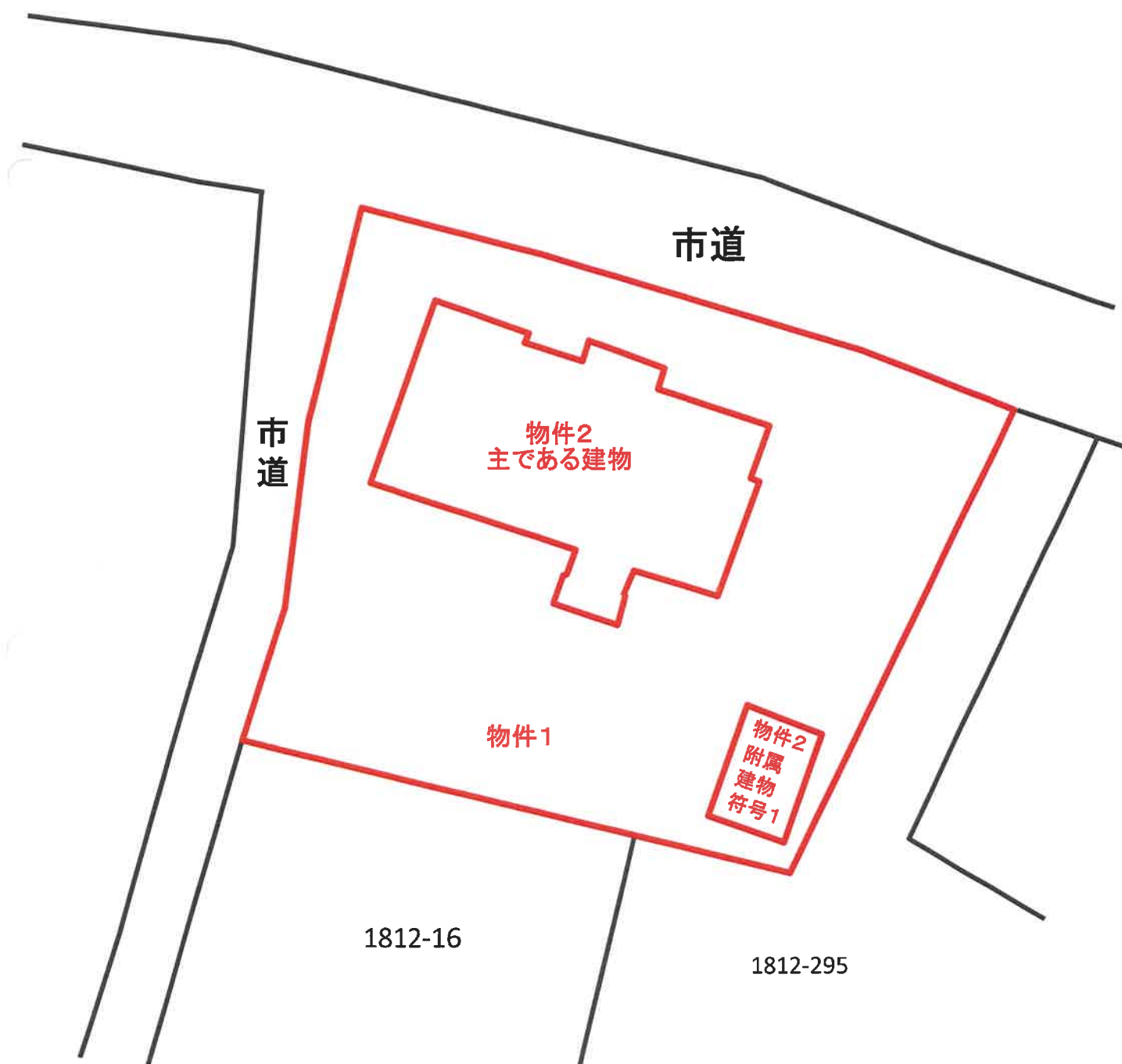
縮尺

申請人

縮尺

500

建物配置図

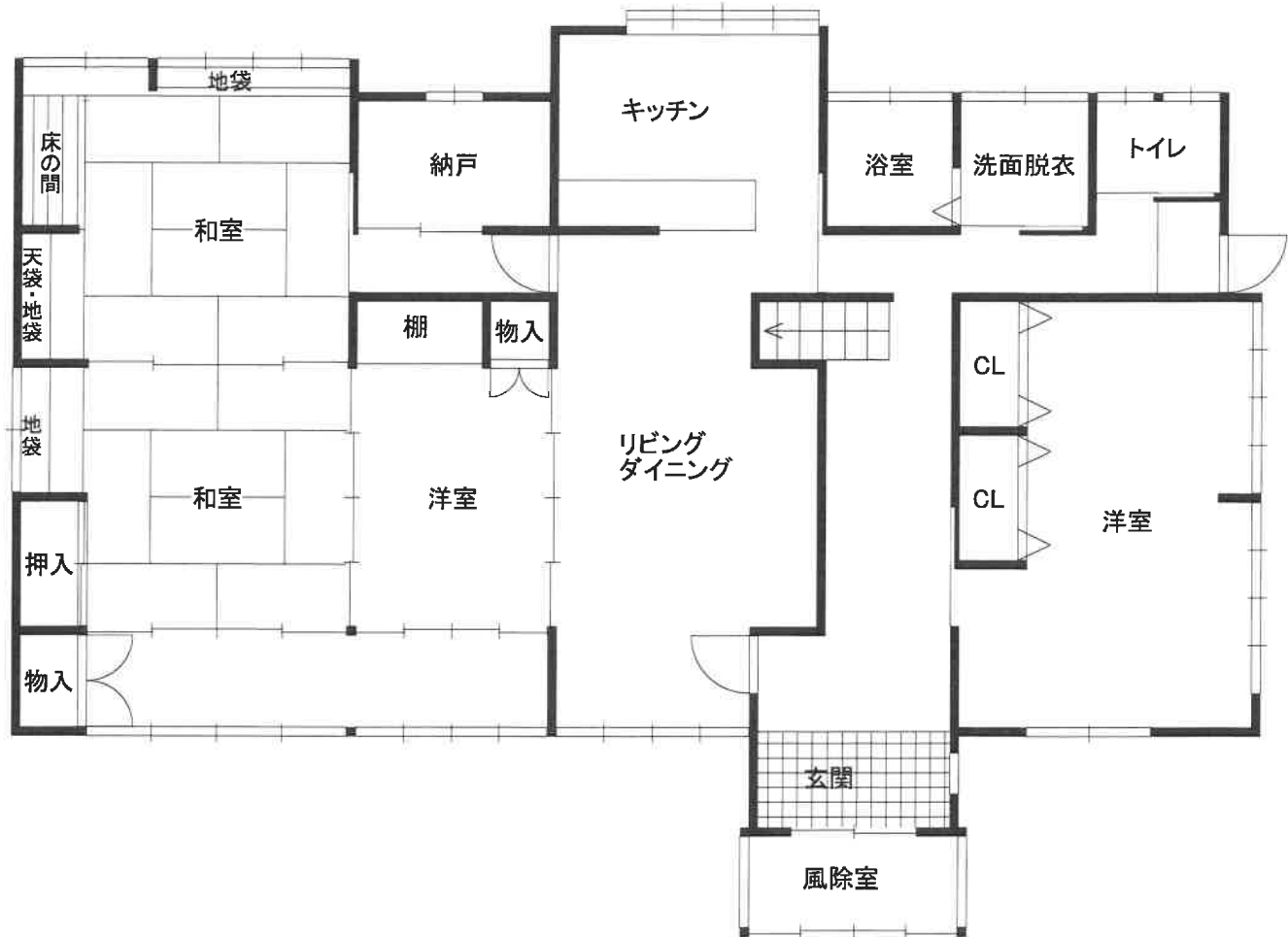


※本図面は、公図、住宅地図等の資料及び現地調査に基づき作成したものであり、図面の正確さを保証するものではありません。

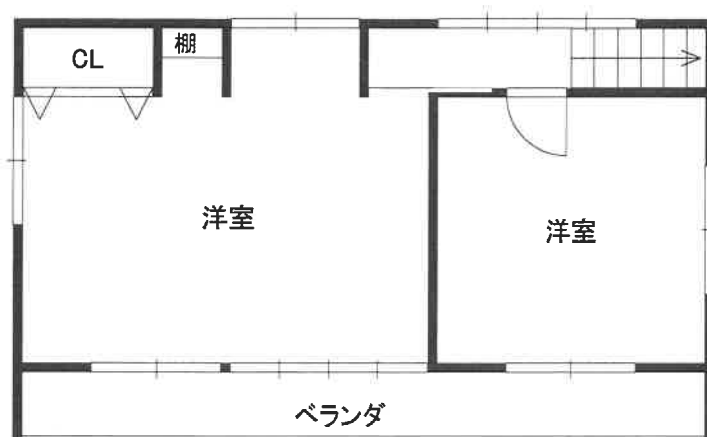
間取概略図

【物件2 主である建物】

1階



2階



間取概略図

【物件2 附属建物符号1】

